

## 第13節 罰則

---

(第49条・第50条)

本条は、条例第30条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の規定に違反して指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱った者、条例第31条（指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、条例第33条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、条例第34条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、条例第42条の3（屋外催しに係る防火管理）第2項の規定に違反した者に対する罰則を規定している。

### 1 条例第49条第1項第1号から3号

当該規定は、少量危険物等に関する基準の違反行為者に対して適用される。なお、運用にあつては、「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの運用基準（平成27年うるま市消防本部訓令第2号）」によること。

### 2 条例第49条第1項第4号

当該規定は、屋外催しに係る防火管理の違反行為者に対して適用される。